

令和6年度第2回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：令和6年12月20日（金）13:30～15:30

場所：三重県勤労者福祉会館5階

職員研修センター第2教室

【出席委員（敬称略、五十音順）12名】

阿保谷 季之、石田 成生、伊藤 卓也、井村 正勝、鵜沼 憲晴、吉良 勇藏、
坂井 治美、田邊 寿、谷 眞澄、対馬 あさみ、日沖 靖、山本 壽人

～開会（挨拶）～

【報告事項】

- (1) 「三重県子ども条例」の改正について
- (2) 「三重県こども計画（仮称）」（中間案）について
- (3) 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○田邊委員

子ども条例は漢字の「子ども」、こども計画はひらがなの「こども」と使い分けているが、表記を整理した根拠を教えてください。

○事務局（竹内少子化対策課長）

子ども条例の中で子どもの定義をしており、18歳未満の者を原則として漢字の「子ども」を使用している。

こども計画の「こども」については、都道府県にこども計画の策定を努力義務として規定している「こども基本法」において、ひらがなの「こども」が使用されている。こちらではこどもの定義が18歳未満の者ではなく、心身の発達の過程にある者とされている。

条例と計画それぞれで考え方が異なるということで表記の整理をしている。

○田邊委員

別冊1、P. 23の条例文、前文2段落目の「周囲の人に対する安心感である」という表現について、守られるであるとかサポートを受けるという意味だと思うが、もう少し文言の整理をすべきだと思う。

○事務局（竹内少子化対策課長）

子ども視点で、子ども自身が安心感を感じるということを意図して書いている。当たり前のように守られるべき存在であるとか、サポートを受けるべき存在であるというニュアンスで受け取られることもあるのではないかというご指摘と受け取らせていただき、必要に応じて検討したいと思う。

○田邊委員

別冊2、P. 41 の主な取組について、県では三重県文化振興計画を昨年度策定されており、文化側の施策には「文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり」として、「子ども」というワードが出ている。ところが福祉側には文化側のアプローチに対して受けがない。

こども計画には現状、文化振興関係の部署名が記載されていない。文化振興との連携について意見させていただきたい。

○事務局（竹内少子化対策課長）

重点的な取組の方向性としての多様な学び、遊び・体験機会づくりにおいて、文化は一つの大きなコンテンツだと思う。貴重なご意見をいただいたので、環境生活部に相談させていただきたいと思う。

○対馬委員

別冊2、P. 23（6）若者支援について、若者への支援の視点が就労、出会い、妊娠・出産に特化されており、少ないと感じる。

P. 59、就労支援、出会い支援、不妊への支援、ひきこもり支援とあるが、働くこと、結婚、妊娠・出産がすべての若者の希望する姿ではない。さまざまな希望があると思う。

そういった支援が不足していると感じた。文化的な体験など、安心して暮らしていくという視点が欠けていると思うため、あらためて検討する必要があると感じる。

資料3、子どもの貧困の解消に向けた対策について、スクールソーシャルワーカーや、学校への支援体制の整備など、学校のことがいくつか書かれている。

スクールソーシャルワーカーについては、学校側の理解がとても重要である。スクールソーシャルワーカーがどのような役割を持つかを学校側が理解していないと、うまく機能しないため、働きかけが必要だと感じる。

資料3、P. 14 について、子どもの居場所の数が増えることは身近なところに居場所ができることにもつながるので、とても大事だと思う。ただ、フードパントリーは子どもの居場所ではないと考える。子どもたちが遊べる場所を設置している場合もあるが、主には食品配布会であり、子どもが自由に過ごすことができ、安心できる居場所かという観点でみると、フードパントリーを子どもの居場所の数に含むことについて違和感を感じる。

○事務局（竹内少子化対策課長）

こども計画における若者への支援について、こども計画での若者とは、18歳以上、いわゆる大人を指している。18歳までの子どもについては、これまでも支援をしてきており、取組を充実させている中で、若者（18歳以上の大人）に対しての支援についてはこれまであまり実施してきていないため、内容が薄くなってしまっているところがあると思う。

まだ状況を把握できていない部分もたくさんあるため、何が実施できるかを含め、計画の内容についてできる限りの検討ができればと思う。ただ取組自体の元になるものがほとんどない状態であるため、今すぐ多くの取組を実施することはできないと思うが、計画期間は5年間であるため、次回の計画改定等も視野に入れながら検討ができればと思う。

スクールソーシャルワーカーの実態については教育委員会が担当となるため、把握できておらず、貴重なお話をお伺いできたと思う。実際の進め方について、いただいたご意見を教育委員会に伝えさせていただき、うまく機能するよう工夫できないかお伝えさせていただければと思う。

フードパントリーについては、我々の意図としてはさまざまな場所が子どもの居場所になり得るという中で、無人でお渡しするフードパントリーもあるが、そのような機会にお声かけがある場合を含め、かなり広義的にとらえて定義している。できるだけたくさん、深く子どもたちに関わるような場所が増えればという思いであるため、ご理解いただきたい。

○伊藤（卓）委員

資料1、P. 1改正の視点について「健やかな育ち」と聞くと、心と体の成長を支えるというイメージがある。社会的に子どもの体力が低下しているという状況があるが、健やかな体をつくるという視点は含まれるのか。

子どもの体力の低下が将来的な就業等に影響するという話も耳にするが、どのように解釈すべきか教えていただきたい。

○事務局（竹内少子化対策課長）

こども計画の重点的な取組11本には含まれていないが、資料2、P. 6の第5章「子ども施策全般に係る取組」という標題がある。

こちらは11本の重点的な取組だけでなく、子どもに関する施策について全体像で説明しており、重点ではない施策、取組がこども計画の中には含まれている。

子どもの体力の関係は子ども施策全般に係る取組に位置付けて進めていくという整理をしている。

○伊藤（卓）委員

教育の分野ではあるが、こども計画には医療のことも含んでいるため、ぜひうまくリンクさせていただきたい。文化的な取組も当然必要だが、遊びの支援という意味で体力づくりを考慮していただきたい。

○事務局（竹内少子化対策課長）

いただいたご意見も参考にし、充実させていきたいと思う。

（４）「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について

（５）「健やか親子いきいきプランみえ（第３次）」（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○谷委員

資料５、P. 21 について、切れ目ない支援の取組の中で、それぞれの支援の狭間で漏れ落ちていくことがないように、だれかが網羅的にフォローする仕組みはあるか。

○事務局（世古子どもの育ち支援課長）

支援の狭間に漏れ落ちることがないように、県と市町が連絡を取り合うことでフォローする。そのため、今回児童福祉の視点が入っている。

令和６年４月１日から市町において設置することが努力義務とされた子ども家庭センターの運営も始まっている。さまざまな機関が連携し、しっかり情報交換を行うこと、そして気づいた時に、互いに連絡を取り合うこまめな連絡体制を整えていく。

それから、教育委員会の取組も今回から入っている。これまでになかった視点であるが、情報交換から努めていきたいと思う。

（６）「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（中間案）について

（７）「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見なし>

（８）「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について

（９）「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について

（１０）「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

○対馬委員

資料 10、P. 47 ひきこもり支援推進計画の施策展開と取組方向について、ひきこもりに対する予防的な取組はどのあたりか。ひきこもり状態になる前から支援につながることや、相談できる場所があるなど、予防的な取組について教えていた

だきたい。

○事務局（小松地域共生社会推進監）

あえて、ひきこもりに対する予防という言い方をしていないため、計画に「予防」というワードが出てこない。予防という言葉が辞書で引くと、「悪いこと・悪い事態に対してそれを防ぐこと」とある。予防という言葉を用いると、ひきこもり自体が悪い状態というメッセージになるため、当事者にとって本意ではないというところがある。ただ、ご指摘のとおり、ひきこもり状態が長期化する前に支援につながっていくという視点は非常に重要であると認識しており、教育委員会の不登校支援との連携をはじめ、情報発信や普及啓発によって、支援につながりやすくすること、あるいは、相談窓口のハードルを下げるためのピアサポーターによる相談など、ひきこもり状態の長期化を防いでいきたいと考えている。

○対馬委員

ひきこもり状態が長期化する手前で、出かけられるような場所や、話ができる場所が用意されているとよいと感じる。

別冊 10、P. 15 ひきこもり当事者の外出頻度について、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事的时候には外出する」という回答が出ているため、自分の趣味や楽しみなど、ここだったら行けるという場所が、どんな人たちにもあるとよいのではないかと感じる。

○山本委員

再犯防止支援計画について、警察においても子どもの居場所づくりなど再犯防止の取組を実施している。資料9、P43に民間協力者の活動について記載があり、ここに含まれると思うが、具体的な取組を実施している団体があるため、県で把握し、連携をとっていただき、計画への記載についても検討いただきたい。

○田邊委員

別冊 10、P. 59「ひきこもり地域支援センター」に関する記載について、ひきこもり当事者の状態や接し方を支援に携わる当事者だけが理解するのでは足りないと思う。

あらゆる部署、機関において、本人に対するアプローチ、歩みに寄り添うことを知っていただかないと、逆の助言者になってしまう恐れがある。ひきこもり支援に携わる方以外の方に、理解をいただくことがすごく大事であるため、より多くの県民、あるいは地方公共団体に限らず、当事者と接点を持つ機関にひきこもり支援について学んでいただく機会を持つことが、当事者を支える大きな要素となるため、計画に盛り込んでいただき、支援者支援に当たっていただけたらありがたいと思う。

別冊 8、地域福祉支援計画のP. 65、住宅確保について、生活困窮者支援の中でも住宅確保支援がメインの一つになりつつあるという話を聞いている。居住支援

連絡会は県にしかない状況ではあるが、そのあたりの充実が必要ではないかと思う。別冊9、P. 20の再犯防止推進計画に、住宅セーフティネット制度の活用促進がすでに盛り込まれているため、ここと連動させる形で、地域福祉支援計画にも盛り込むことで、より充実するのではないか。

○事務局（小松地域共生社会推進監）

ひきこもり支援について、正しい理解を進めることは、非常に重要な視点である。支援につながりにくいか、相談しにくいということの要因として、こんなふうに見られているのではないかや、誤解されているのではないかという思いが相談の妨げとなる状況があるため、ひきこもり支援者の周辺を含め、理解をしてもらうことは非常に重要である。

生活困窮者の住まい支援については、生活困窮者自立支援法の改正があり、来年度施行に向けて注視しながら、どのように住まい支援を充実させていくかを検討しているところである。計画への記載については検討したいと思う。

○阿保谷委員

スクールソーシャルワーカーやひきこもり、不登校の件など校長会としても非常に喫緊の課題だと認識している。

スクールカウンセラーは、子どもたちに有効的な支援をしていただいているが、スクールソーシャルワーカーは配置されているところと、されていないところがある。

スクールソーシャルワーカーが本当に効果的に活用できるかどうかというところもある。1件1件、それぞれケースはさまざまである。どのような理由でうまく活用できなかったのか、具体的な事例を調査し、ご報告をいただければ、校長会として考えて対応をしていきたいと思う。

ひきこもりについて、学校では不登校の問題が喫緊の課題だと受け止めている。校内で教育支援センターの設置が行われ、指導員も来ていただいているが、指導員も人員不足の状態にある。また、教育支援センター自体の設置についても県内では30%程度であるため、指導員の人員不足解消を含め、実施していただけるとありがたいと思う。

不登校がひきこもりにつながる確率が非常に高いという話も聞いている。学校に通うことができる形をつくり、さまざまな機関が連携して子どもを支援することが大切である。

○事務局（小松地域共生社会推進監）

ひきこもりの原因はさまざまで、必ずしも不登校だけではないが、確かに不登校が一定数の原因であることや、背景に不登校が含まれているということは今回の実態調査の結果にも表れている。

行政が支援の仕組みや体制を考えたとしても、現場の厳しい状況であるとか、人員体制の苦しい状況があるということは、よく認識させていただいた。教育委員会

とも連携しながら今後も取り組んでいきたいと考えている。

○井村委員長

スクールソーシャルワーカーにある程度の裁量があった方がよりよい効果が出るのではないかと思う。教育委員会の所管であるが、互いに助け合いながら、横割りでもって、子どもたち視点で考えていただければありがたいと思う。

○対馬委員

住宅確保、住居支援について、公営住宅に入居する際に風呂釜を購入する必要があり、十数万の費用がかかるために公営住宅に入居できないという話を県としたことがある。桑名市でも同様に、入居希望はあるが風呂釜の購入があるために入居できないと話を聞いている。なぜそのようなことが起こるのかと疑問に思う。

○事務局（小松地域共生社会推進監）

現場の実態ということで、認識させていただいた。これが原因という整理ができていないため、まずは実態の把握に努めたいと思う。

～閉会～